フレイル改善短期集中プログラムフロー図(案)　(申請からフレイル訪問型C･通所型C利用開始まで)

＊フレイル改善Pはフレイル改善短期集中プログラムのことをさす。

新規申請者相談

介護保険認定申請の有無確認

介護認定あり

介護認定なし

要介護1～5

介護認定申請

要支援1・2

総合事業サービス利用希望

事業対象者に決定

基本チェックリスト該当あり

非該当

基本チェックリスト実施

基本チェックリスト該当なし

対象外
(介護保険サービス利用)

フレイル改善Pを希望

事業説明後、利用の意思確認できれば、介護予防居宅介護支援契約を行う
(担当地区地域包括支援センター)

インテイク・アセスメント
兵庫県版フレイルチェック票・興味関心チェックリストの作成
(担当地域包括職員が実施)

対象外
いきいき百歳体操等利用

フレイル訪問型Cの調整は阪神北圏域リハビリテーション支援センターに連絡し調整
フレイル通所型Cの調整は直接事業所に連絡して調整する

フレイル改善P申込書
介護予防居宅介護支援サービス届出書
介護保険課へ提出

介護保険証、事業所名称、地域包括支援Cの名称欄にゴム印で フレイル と捺印されていることを確認する

阪神北圏域リハビリテーション支援センターは担当リハビリ専門職の派遣の調整を中心に行っている。一旦、担当が決まり日程が決定した後で日程調整の必要がでた場合は、直接担当リハビリ専門職と日時調整する。どうしてもリハビリ専門職との日程調整がうまくいかない場合は、阪神北圏域リハビリテーション支援センターへ再依頼をかける。

フレイル訪問型C
フレイル通所型C
利用調整

フレイル訪問型Cの訪問日が決まれば、訪問日の1週間前には、基本情報・兵庫県版フレイルチェックシート・興味関心チェクリストを訪問する担当者へ送付する。

ケアプラン原案作成(支援者用パス)

フレイル通所型Cと契約
サービス担当者会議の開催
※特別な理由がない限りは、フレイル訪問型Cは実施報告書を提出したことで、担当者会議に参加したと見なす。

必要時、訪問型サービスと通所型サービスと調整し合同で担当者会議を開催することも考慮する。

フレイル訪問型Cと
担当地区地域包括職員が
ご自宅に同行訪問
リハビリ領域の評価、助言、指導の実施、
ペコぱんだの配布と説明
包括職員はペコぱんだと説明書を持参する
(事前に中央包括へ連絡し準備しておく)

利用者・事業所へのケアプラン説明、同意取得、配布

フレイル通所型C開始

包括職員は事前に訪問時間は40～60分程度となることを対象者に説明する。また、福祉用具、住宅改修の打ち合わせのために事業所が同行する場合、必要の可否を確認するにとどめ、具体的な機種や取り付け位置など迄は療法士と行わない。療法士の訪問が予定時間で終了する事を最優先する。